

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金（経営革新枠）9次公募 「認定経営革新等支援機関による確認書」発行にかかる手続きについて

大阪商工会議所

大阪商工会議所は中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金（経営革新枠）9次公募申請の相談並びに「認定経営革新等支援機関による確認書」（以下、確認書）の発行を下記要領にて実施します。相談・確認書発行は **2社限定、予約制・先着順で、定数に達し次第、受付を終了します。**（大阪商工会議所2階経営相談室のみで対応します）

※事前に必ず、事業承継・引継ぎ補助金事務局 HP (<https://jsh.go.jp/>) に掲載の公募要領をご覧ください。また、公募内容を把握するとともに要件に該当するかをご確認ください。なお、申請受付期間は **2024年3月25日（月）～2024年4月30日（火）17:00** です。

1. 相談ならびに確認書発行の対象（①～⑥のすべてを満たす必要があります）

- ①大阪商工会議所の会員事業者
- ②大阪府内の中小企業・小規模事業者等
- ③同補助事業の主たる実施の場所が大阪府内
- ④「gBizIDプライム」アカウント (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) を取得済み
- ⑤同補助金の電子申請フォームに事業計画内容など必要事項を入力している
- ⑥同補助金にかかる事業計画の策定に関するアドバイスと確認書発行の双方を希望（片方のみの受付はいたしかねます）

2. 相談について **※作成作業、作成代行は一切行いません。**

事前に作成された事業計画に対し、2回を限度にアドバイスを行います。

（1回目を4月12日（金）、2回目を4月19日（金）までに相談をお願いします）

3. 相談ならびに確認書発行の申し込みから確認書発行まで

- 1) [相談申込書と確認書発行申込書](#)をダウンロードし、FAX（06-4791-0444）にてご送付ください。内容を確認後、電話で日程調整等の連絡をいたします。

※先着順で2社に達し次第、受付を終了します。

- 2) 相談（2回まで） ※下記書類をご持参願います。

①プリントアウトした電子申請フォーム画面 ②交付申請書（別紙） ③直近3期分の確定申告書と決算書コピー（申請に必要な部分） ④履歴事項全部証明書のコピー（法人のみ、発行から3カ月以内のもの） ⑤加点事由に該当する場合は、該当することを証する書類のコピー

- 3) 大阪商工会議所から電話等での追加確認

- 4) 確認書の発行

4. 注意事項

- ・大阪商工会議所の確認書発行は、補助金の採択を保証するものではありません。
- ・所定の事項が確認できない場合、大阪商工会議所の判断で確認書を発行しないことがあります。

5. その他

有料で申請書類作成支援を希望される場合は、下記HPより検索、依頼することができます。

- ・認定経営革新等支援機関検索システム (https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)
- ・大阪商工会議所の会員サムライ業を掲載した「大阪サムライ検索ウェブ」

(<https://www.osaka.cci.or.jp/samurai/>) で、認定経営革新等支援機関である土業を選んで依頼

【本件問い合わせ】大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-8 TEL:06-6944-6471 FAX:06-4791-0444